

以下の1～4に該当するときは、  
お住まいの市区町村に届け出が必要です。

1. 子どもを養育しなくなったことなどにより、  
支給対象となる子どもがいなくなったとき  
(減額になるとき)
2. 同じ市区町村の中で住所が変わったとき、  
または養育している子どもの住所が変わったとき
3. 受給者の方または養育している子どもの  
名前が変わったとき
4. 海外に住んでいる父母から国内で子ども  
を養育している者として、「**父母指定者**」の  
指定を受けるとき



## 今までの子ども手当と 違うところは…

### 1. 子どもが日本国内に住んでいること

原則として、子どもが日本国内に住んでいる場合に子ども手当を支給します。

ただし、子どもが海外に留学している場合は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

### 2. 両親が離婚協議中で別居している場合は、 子どもと同居している方を優先

父母が、離婚協議中で別居している場合は、お子さんと同居している方に支給される場合があります。

ただし、単身赴任の場合は、これまでどおり、子どもの生活費を主に負担している方に支給します。

### 3. 海外にいる父母が指定する人に支給

父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内に住む子どもを養育している人を指定すれば、指定された方に子ども手当を支給します。

子どもの住所のある市区町村に「**父母指定者指定届**」を提出して、認定を受けてください。

### 4. 未成年後見人に支給

子どもを養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に子ども手当を支給します。

### 5. 児童福祉施設の設置者、里親に支給

子どもが施設に入所している場合や里親等に委託されている(預けられている)場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に子ども手当を支給します。

# 平成23年10月からの 子ども手当

**申請をお忘れなく!**  
全ての方について申請が必要です



お問い合わせ先



# 平成23年10月から 子ども手当が変わります。

## 10月以降の子ども手当制度について (平成23年10月～平成24年3月)

### 1. 支給対象

子ども手当は、中学校卒業まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給します。

### 2. 支給額

子どもの年齢	子ども手当月額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

### 3. 支給時期

平成24年2月	平成23年10月～平成24年1月分 (4カ月分)
平成24年6月	平成24年2月～3月分 (2カ月分)

### 4. 保育料や、受給者の申し出があった場合の学校給食費などを、市区町村が子ども手当から徴収することが可能になります。

※保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

10月から子ども手当の支給対象が変わる場合があります。裏面の「**今までの子ども手当と違うところは…**」をご覧ください。

## 中学校卒業前のお子さんをもつ方へ

10月から子ども手当を受け取るためには、これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、

## 全ての方について 申請が必要です!!

新しい法律により  
支給要件などの変更が行われたことから、  
対象となるお子さんをもつ全ての方に  
申請をお願いしています。

平成23年10月1日の時点で受給資格のある方は

**平成24年3月末までに申請をすれば、  
10月分から手当を受け取ることができます。**



ただし、

## ご注意ください

### 以下の方は、速やかに申請を!!

- 10月以降に他の市区町村へ転居した方
- 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市区町村へ転居した方は、転出した日(転出予定日)の翌日から15日以内、10月以降にお子さんが生まれた方は、お子さんが生まれた日の翌日から15日以内に申請が必要です。

(3月までに申請をしても、さかのぼって受け取れません)

## 次の場合は、15日以内に申請してください

子ども手当は、原則、申請した月の翌月分から支給されます。ただし、誕生日や転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

### 初めてお子さんが生まれたとき

#### ●お住まいの市区町村に申請しましょう!

10月以降に出生により新たに受給資格が生じた場合、お住まいの市区町村の窓口(公務員は勤務先)に申請が必要です。

出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に申請が必要です。

【申請に必要な添付書類】

- ・健康保険被保険者証の写しなど[請求者が被用者(会社員など)の場合]
- ・請求者名義の金融機関の口座番号が分かるもの
- その他、必要に応じて提出する書類があります。

### 第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき

#### ●お住まいの市区町村に申請しましょう!

手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内に申請が必要です。

### 他の市区町村に住所が変わったとき

#### ●転入先の市区町村へ申請してください!

転出した日(転出予定日)の翌日から15日以内に申請が必要です。

### 公務員になったとき、公務員でなくなったとき

#### ●お住まいの市区町村と勤務先に届け出・申請をしてください!

公務員は、勤務先から子ども手当が支給されます。公務員になった日の翌日から15日以内に申請が必要です。公務員でなくなったときも、その翌日から15日以内に申請が必要です。